

平成29年12月 8 日開会

平成29年12月15日閉会

# 平成29年三宅町議会 第4回定例会会議録

三 宅 町 議 会

## 平成29年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (12月8日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第49号～議案第55号の上程、説明、質疑、各委員会付託について	7
報告第5号の上程、説明	11
諮問第2号の上程、説明、質疑、意見、採決	11
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
一般質問	14
辰 巳 光 則 君	14
川 口 靖 夫 君	19
瀬 角 清 司 君	21
森 内 哲 也 君	25
松 本 健 君	29
衣 川 喜 憲 君	34
池 田 年 夫 君	42
散会の宣告	50

第 2 号 (12月15日)

出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	53
職務のため会議に出席した者の役職氏名	53
議事日程	54
開議の宣告	55
議事日程の報告	55
常任委員長報告、質疑、討論、採決	55
追加議案の上程	60
議案第56号～議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
閉会中の継続審査について	65
町長挨拶	65
閉会の宣告	66
署名議員	67

三宅町告示第166号

平成29年12月三宅町議会第4回定例会を  
次のとおり招集する

平成29年11月17日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 平成29年12月8日 金曜日  
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成29年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

平成29年12月 8日金曜日 8日間  
 平成29年12月15日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	12月 8日金曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明) (総括質疑・一般質問)
第2日目	12月 9日土曜日		休会
第3日目	12月10日日曜日		休会
第4日目	12月11日月曜日	午前 9時30分 午後 1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第5日目	12月12日火曜日		休会
第6日目	12月13日水曜日		休会
第7日目	12月14日木曜日		休会
第8日目	12月15日金曜日	午前10時00分	定例会再開

平成29年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成29年12月8日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬角清司	松本健	森内哲也
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	北野勝也
教育長	澤井俊一	監査委員	片岡嘉夫
総務部長	岡橋正識	みどりイノベーション推進課長	森本典秀
住民福祉部長	中田進	健康子ども局長	宮内秀樹
まちづくり推進部長	江蔵潔明	教育委員会事務局長	東浦一人
会計管理者	岡本豊彦		

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾輝男	モニター室係	長谷川淳
モニター室係	川人哲也	モニター室係	大西紗友子
モニター室係	小西魁人		

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

10番議員	辰巳勝秀	1番議員	瀬角清司
-------	------	------	------

平成29年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成29年12月 8日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算について
- 日程第4 議案第50号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 日程第5 議案第51号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 日程第6 議案第52号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第49号から議案第55号までの7議案に対する質疑、各委員会付託について
- 日程第11 報告第5号 (専決処分事項報告) 平成29年度三宅町一般会計第5回補正予算について
- 日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 発議第4号 子どもの医療費助成制度窓口負担の無料化を求める意見書
- 日程第14 一般質問について

---

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。定刻の時間となりましたので、始めたいと思います。

本日、平成29年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただきありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算についてを初めとする議案7件、委員会付託1件、報告1件、諮問1件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成29年12月三宅町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろより町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますことを、重ねて御礼申し上げます。

10月22日夕方から23日未明にかけての台風21号による大雨では、大和川を初めとする町内の河川がいずれも氾濫危険水位を超えたため、町内全域に避難指示を発令する事態となりました。町内各所で洪水被害も発生する中、衆議院選挙の投開票事務と重なりましたが、災害対策本部を設置し、消防署、消防団、自治会、自主防災会を初め、皆様との連携のもと、情報の収集や巡視、土のう配置等の対策、避難所の開設など、必要な措置を行ったところございました。幸いにも人的被害は報告されておりませんが、床上浸水4件、床下浸水32件、その他農地、道路の浸水など多くの被害が発生いたしました。被害に遭われた住民の皆様には、改めましてお見舞いを申し上げますとともに、今後の災害対策についての課題も多数報

告されており、しっかりとした取り組みを行っていかねばならないと気を引き締め直しているところでもあります。頻発する豪雨や地震対策など、新年度の予算に注力していく決意でございます。今回の災害対策を通じまして、多くの皆様にご協力を賜り、地元での防災活動等にご尽力いただきましたことについて、改めまして御礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成29年度一般会計補正予算を初めとする補正予算3件、条例の一部改正3件、議決案件1件、専決処分事項報告1件、人事の同意1件の計9件の重要案件をご提案申し上げますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成29年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により10番議員、辰巳勝秀君、1番議員、瀬角清司君の2人を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月8日より12月15日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日12月8日より12月15日までの8日間とすることに決定しました。

---

◎議案第49号～議案第55号の上程、説明、質疑、各委員会付託について

○議長(植村ケイ子君) 日程第3、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては、熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第3、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより日程第9、議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてまでの議案7件を一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

初めに、補正予算3件についてご説明いたします。

議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算について、歳入からご説明いたします。

5ページをごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、マイナンバーカードの旧姓記載対応に伴う住民基本台帳システム及び基幹系電子計算システムの改修経費に充当するため、国庫補助金である社会保障・番号制度補助金165万5,000円の増額を行っております。

次の項3国庫委託金、目4農林水産業委託金では、農業者年金の事務取扱に係る独立行政法人農業者年金基金からの業務委託手数料の交付額が確定したことに伴い5万4,000円の増額を行っております。

款14県支出金、項2県補助金、目2民生補助金では、心身障害者医療費、重度心身障害老人等医療費、ひとり親家庭等医療費の各補助金において、扶助費の増額に伴い247万2,000円の増額を行っております。

款16寄附金、項1寄附金、目2ふるさと納税では、ふるさと納税額が当初予測よりも増加しており、今年度末までの納税見込み額について945万円の増額を行っております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

6ページ上段をごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、ふるさと納税の増加に係るクレジット払いの利用料9万5,000円の増額、協力企業への負担金428万8,000円の増額、基金への積立金506万7,000円の増額を行っております。

6ページ下段から7ページの1段目をごらんください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費並びに目2老人福祉費、次の項2児童福祉費、目2母子福祉費では、各医療費助成において入院件数等の増加の要因により扶助費が不足するため、合わせて510万円の増額を行っております。

7ページ、2段目をごらんください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、保健福祉施設あざさ苑において定期消防点検により自家用発電機の不具合が発見され、部品交換等を行う必要があるため、修繕料72万2,000円の増額を行っております。

次の款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費では、農業者年金事務委託手数料の交付に伴う事務費として、消耗品5万4,000円の増額を行っております。

款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費では、町営住宅上但馬団地の2棟において雨漏りが発生し、調査の結果、修繕を行う必要が生じたことから、維持補修費95万円の増額を行っております。

7ページ下段から8ページをごらんください。

款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費では、中央公民館多目的室のエアコンが故障し、暖房ができない状況となったことから、旧つながり総合センターにあるエアコンを再利用するため、修繕料32万2,000円の増額を行っております。

次の款14予備費では、これらの補正予算の財源調整を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出においておのおの1,363万1,000円の増額を行い、予算総額を37億2,400万7,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

次に、議案第50号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

歳入の款10繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金では、歳入歳出の収支調整のため、国保基金繰入金1,731万7,000円の増額を行っております。

続いて、歳出のご説明をいたします。

6ページをごらんください。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額医療費では、高額療養費の支払実績額が前年に比べて増加しており、負担金1,731万7,000円の増額を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの1,731万7,000円を増額し、予算総額を9億9,743万9,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第51号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてご説明いたします。

5ページをごらんください。

歳入の款4国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金では、介護保険事業制度改正に伴うシステム改修事業補助金46万円の増額を行っております。

続いて、歳出の説明をいたします。

6ページをごらんください。

歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、介護保険事業制度改正に伴うシステム改修の電算事務委託料83万7,000円の増額を行っております。

款7予備費では、これらの補正予算の財源調整を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの46万円を増額し、予算総額を8億1,052万4,000円と定める補正予算の提出を行ったものでございます。

以上で、補正予算3件の概要説明を終わります。

続いて、条例の一部改正について説明をいたします。

議案第52号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、上位法が一部改正され、法律名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」と改められたことに伴い、同条例における条文の法令名引用の改正を行う必要が生じたこと、また、同条例に規定していた奨励措置の投下固定資産総額の金額要件の緩和措置については、廃止する改正を行っております。

議案第53号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきの条例改正と同じく、上位法の一部改正、法律名の変更により、条数の繰り上げまたは繰り下げを行う必要が生じたため、所要の改正を行うとともに、同法律の改正前に県の承認を受けた企業立地計画に基づく課税免除の申請も対象となるよう、経過措置を設けることとしております。

議案第54号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定については、保健福祉施設あざさ苑の栄養指導室についても貸し出しを行ってほしいという住民ニーズへの対応を行うため、使用料を定める改正を行っております。

以上で、条例の一部改正3件の概要説明を終わります。

次に、議決案件についてご説明いたします。

議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定については、平成29年度末をもって現在の指定期間が終了することから、平成30年4月1日から平成33年3月31日における指定管理者となる者を地方自治法第244条の2第3項の規定により選定し、候補者となった奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会副会長、乾田 治を指定したいので、同法同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上が本定例議会に提出いたしました補正予算3件、条例の一部改正3件、議決案件1件の概要説明でございます。議員各位におかれましては、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第3、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより日程第9、議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてまでの議案7件に対する総括質疑の提出がありませんでしたので割愛します。質疑は終結します。

お諮りします。

日程第10、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてまでの議案7件は、各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算について

より議案第55号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてまでの議案7件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

---

◎報告第5号の上程、説明

○議長（植村ケイ子君） 日程第11、報告第5号（専決処分事項報告）平成29年度三宅町一般会計第5回補正予算についてを議題とし、森田町長より報告を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） ただいま議長よりご指示がございました報告第5号（専決処分事項報告）平成29年度三宅町一般会計第5回補正予算についてご説明いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定として、議会より委任をいただいている専決処分でございます。

3ページをごらんください。

歳入の款13国庫補助金、項3国庫委託金、目1総務委託金では、衆議院議員選挙事務委託金として572万1,000円の交付を受けるため増額を行っております。

4ページをごらんください。

歳出の款2総務費、項4選挙費、目3衆議院選挙費では、選挙管理委員会事務局経費として572万1,000円の増額を行う補正予算を計上いたしましたので、これを議会に報告するものであります。

なお、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの572万1,000円を増額し、予算総額は37億1,037万6,000円となっております。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長から報告がありました、報告第5号（専決処分事項報告）平成29年度三宅町一般会計第5回補正予算については、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項でありますのでご了承願います。

---

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第2号 三宅町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、平成30年3月末日をもって人権擁護委員1名が任期満了となることから、人権擁護

委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣への推薦を行うにつき、議会の意見を求めるものでございます。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字石見501番地の2。

氏名 上松敏子。

生年月日 昭和23年5月14日生まれ。

再任でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

---

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

日程第13、発議第4号 子どもの医療費助成制度窓口負担の無料化を求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 子どもの医療費助成制度窓口負担の無料化を求める意見書についての説明についてですけれども、本文を朗読して説明にかえさせていただきます。

奈良県の子どもの医療費助成制度は県民の要望によって年々対象年齢が拡大され、2016年度より対象が中学校卒業まで通院、入院ともに拡大されました。しかし、病院窓口でいったん自己負担分、小学校入学前までは2割、小学校以降は3割を支払い、あとから1月あたり外来は500円、入院は1,000円を超える分が自動償還払いとなっています。

全国的には、ほとんどの都府県で原則「窓口負担なし」が実施され、「償還払い（=いったん窓口払い）」が行われているところは、2017年11月現在、5道府県しかありません。関西で償還払いを行っているのは、奈良県のみとなっています。また、窓口負担を無くしている自治体が多く、一部負担金がかかる自治体は756市区町村、一部負担金がなく無料なのは986市区町村（2014年4月現在）です。

子どものけがや病気は急に起きることが多く、そのときお金がないと医療を受けることができません。奈良県でも無料を求める声がありましたが、奈良県は国のペナルティを理由にいったん医療機関の窓口で支払い、あとから戻る自動償還払いにこだわって来ました。そのことが、奈良県内での「子育てのしづらさ」として様々な団体・個人から折にふれ指摘を受けてきました。

このたび、国は来年4月から就学前までの子どもの医療費の助成に対してペナルティを廃止することを決定しました。奈良県でもこれを機会に窓口の負担を無料にし、誰でも安心して医療が受けられるよう制度の改善を望むところです。

要望事項として、1、子どもの医療費助成制度は償還払いを廃止してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月8日。三宅町議会。

要請先は、奈良県知事となっています。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りします。

日程第13、発議第4号 子どもの医療費助成制度窓口負担の無料化を求める意見書を採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 日程第14、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

---

◇ 辰 巳 光 則 君

○議長（植村ケイ子君） 4番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

4番議員、辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

去る10月22日、三宅町に30年以上ぶりとなる強烈な雨を伴う台風21号が来、多大なる被害をもたらしました。その日は国政選挙もありましたが、ほとんどの町職員の方々には、選挙終わりから翌日明け方まででき得る限り全力で対応していただき、被害も最小限で済んだと思われます。非常に感謝します。

地球温暖化等々、今後もこのような集中豪雨がいつやってくるかわかりません。そのときはオール三宅で事に対応しなければなりません。三十数年前の豪雨を知らず、初めて体験される職員さんも多いと思います。町として今回の台風を経験して対応のよかった点、今後改善すべき点を把握していることは、今後の対応において大きな財産になると思います。よかった点、改善すべき点、それぞれお尋ねしたい。

続いて、上但馬地区の選挙の投票所についてをお尋ねします。

以前まで上但馬地区の選挙投票所として使用していた、つながり総合センターが建物の耐震不足から閉鎖され、それ以降の選挙では三宅町体育館を使っていますが、地区中心部からは距離があり、地区内からは不満の声を多く聞きます。送迎バスの運行はありましたが、やはりベストとは思えません。地区中心部の老人憩の家で行ってほしいという意見が多く出ています。今後も体育館での投票所を続けられるのか、お尋ねしたい。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 4番、辰巳光則議員の質問に回答いたします。

まず、災害に対応する職員体制について、事前に台風の影響を受ける時間帯のパターンを想定し、衆議院選挙事務に従事する職員以外での職員参集体制を周知していましたが、大雨

による河川の増水が急激となり、氾濫危険水位への到達が短時間であったことから、一時的には災害対策本部の職員が不足するという事態を招いたのも事実でございました。台風の接近が選挙の投開票日と重なるという経験のない事態であったにせよ、限られた人員であっても万全を期するよう職員配備や担当業務について想定する必要があることを再認識いたしました。このことは地震災害においても言えることで、全ての職員が参集できる状況は考えられないことであり、今後、地域防災計画を見直すに当たって考慮すべき点であると考えております。

また、災害対応に当たる職員については、洪水時における避難経路や移動方法について臨機に対応できるよう、指揮系統の整理、避難所の開設・運営など、住民の安全確保に努めるための防災・減災に関する知識と技能を習得する必要性を感じております。さらには、住民に対する避難情報等の伝達について、防災行政無線が聞き取りにくいとのご指摘も寄せられたことから、迅速かつ確実に伝達する方法を検討、構築したいと考えております。

何よりも職員一人一人が今回の台風による災害を身をもって体験し、それぞれの活動を行ったことが教訓となり、行政職員としての役割や防災意識を再認識できたことは、今後につながるものとなったと感じています。防災行政は、住民の誰もが安心・安全に暮らせるよう、自助、共助、公助の取り組みを住民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、上但馬地区の選挙の投開票所についてのご質問につきましては、総務部長が回答をいたします。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

上但馬地区の選挙の投票所についてのご質問について回答をさせていただきます。

三宅町つながり総合センターの閉鎖により、投票所を変更いたしましてから今回が2回目の選挙となりましたが、三宅町体育館は一時的な措置として指定しているものであり、今後固定するものではございません。しかしながら、自家用車を使用して投票所に足を運ぶ有権者も多いことから、駐車場の確保をする必要性や前回の選挙時におきまして投票所の変更を周知したところでございまして、再度の変更は有権者の混乱を招くのではないかと理由から、引き続き三宅町体育館を第3投票所として利用したところです。

また、有権者の投票機会の選択も従前よりふえており、本町におきましても庁舎の期日前投票所にて投票をされる方が多くなっております。

三宅町における投票区の区割りについては、各投票所における有権者の推移から、統廃合

も含め、再編を検討する時期に来ているのではないかとのご意見もごございます。今後、選挙管理委員会におきまして、利便性の確保や投票管理事務の合理化など、総合的な観点から検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 再質問ありますか。はい、辰巳光則君。

○4番（辰巳光則君） ありがとうございます。

質問の中でも述べていましたように、今回の台風というのは突然のことでありましたし、三十何年ぶりということで、選挙ある中、職員さんはもう一人一人全力でやってくださったと思いますし、そのことを別にどうのこうの言うつもりはなくて、今後につながればと思って、ちょっと気になった点を再質問でさせていただきます。

最終的に避難指示が出たとき、12時以降やったと思うんですが、そのとき町から出ている避難指示の文言「避難指示を発令します。全ての河川が氾濫のおそれがあります。直ちに三宅小学校体育館へ避難してください。あるいは、その行動に移る時間的余裕がない場合は、命を守る最低限の行動をお願いします。また、道路など見通しが悪い中、避難所へ移動するとかえって二次被害に巻き込まれるおそれがありますのでご注意ください。2階建て以上の家に住まわれている方は、2階へ避難されることで洪水等から身を守ることができます」という防災無線が流れたと思うんですが、この文脈を見ても、前半と後半で体育館へ行ったほうがいいのか、あるいはというのはあるんですけども、もう実際これが出されたときには、僕らも消防団で外をずっと巡回等をしていたんですが、上但馬地区、小柳地区からはマイカーで小学校に向かうというのはもうほぼ不可能に近いぐらいの水かさがありました。ですから、逆にこれ出される時やったら、もう上の文面なく下の文面だけ、避難準備勧告あたりで上の文面だけとかにしたほうが混乱を招かないのかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員の考え方の回答をもらいたいということですね。

○4番（辰巳光則君） はい。こうされたらどうかという。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋総務部長、いけますか。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

今、議員ご指摘のように、議員にも消防団のほうで、広報活動等でご尽力いただいたところでございますけれども、確かに防災無線の放送文が長過ぎたため情報が伝わらないということで、その後、職員から聞き取り調査も行いました結果、そのような職員のほうも受けと

め方をしております。したがって、次回防災無線の放送につきましては、文面等の整備のほうをさせていただいて、より聞き取りやすく、正確な情報が伝わるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○4番（辰巳光則君） それと、1つは質問で1つは提案というか気になったことが1つあるんですが、非公式で上但馬、但馬の曾我川堤防の西側のあたりの方々が、早い段階で小学校のほうに避難されていたんですが、非公式ではありますが、広陵高校などにも避難してもらえたらということを事前には聞いていたんですが、当日は広陵高校は避難場所として開設していたものかどうか。町と広陵高校で何らかのそういう協定じゃないですけれども、やりとりはあるものかどうか。逆に広陵高校まで行ったわ、閉まっていたわとなってくると、すごく対応的にもばたばたしますので、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） 広陵高校への避難というご質問でございますけれども、現行、議員もご存じのように、地域防災計画では、広陵高校への避難というのは想定されておりません。行政区を超えての避難場所の指定につきましては、例えば県でありますとか、当該町である広陵町さんとの調整ということで、これはなかなか難しいものかと考えておりますけれども、今回の水害では、広陵町の浸水というのはかなり甚大であったというようなことも聞いております。また曾我川を超えての避難となることから、この辺の検討につきましては慎重にしていかなければならないところでございますけれども、今回、広陵高校が広陵町のほうで一時避難場所等に指定されておって、開設されたかどうかにつきましては、確認はとれておりません。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳議員。

○4番（辰巳光則君） できるだけ今回のことを教訓にして、次回はいろんなパターンで想定してもらって、用意してもらえたらと思います。

この対応に関して、もう一つだけ、これは要望ではないんですが、感じたことだけをちょっと言わせてほしいんですが、三宅町の体育館の北側、但馬駅から体育館に向かう田園地帯のところなんです、あそこがもう非常に水がついて、どこが道路でどこが田んぼかわからない。僕らも車で行ったんですが、全くもう海の状態で行けないということで、バックしよ

うと思ったんですが、今度もうバックするにもどこが道で、どこが田んぼかわからない。じゃ左へ曲がろうかなと思ったら、もう完全に立ち往生みたいになってしまったんです。道路の中に電柱があれば、その電柱伝いに行けばいいんですけども、ある1カ所だけはもう全く電柱もなく、ポールもなく、それこそどうやってここへ行ったらええんやという場所がありましたので、もちろん田んぼもされていますし、全てにガードレールとかというのはもうコスト的にもかかりますので、より田んぼの農業の方にご迷惑かからなく、それで予算もかからなく、でもここが道であるというような反射板的な、もう簡単なポールとかでも十分対応できると思いますので、そういうのもご検討いただければと思います。

それでは、投票所についてちょっと再質問させていただきます。

今回、上但馬地区の投票所が三宅町体育館になって2回目ということで、前回のトリプル選挙のときは、あのときも上但馬地区からは憩の家でやっていただきたいという声が多く出ていたと思うんですが、前々回はトリプル選挙ということで、スペース的になかなか難しいということでやった。次の衆議院選挙からはということをちらっと聞いていたんですが、今回も先ほどの総務部長の説明があったように、いろいろ混乱を来すということから、三宅町体育館でやられているんですが、今回のスペースとかでいいますと、十分憩の家でもいけたんじゃないかと思うぐらいのスペースでしたし、憩の家があかん点としては、靴を脱いで上がらなあかんという話も聞いていたんですが、今回の上但馬、三宅町体育館の投票所は土足厳禁で、皆さん靴脱がれていたんで、ちょっと今回のやつを見ているのであれば、憩の家でも十分対応できたんじゃないかと思います。

それと、投票率についてなんですが、そんなに総合センターから三宅町体育館になったからといってむちゃくちゃ落ちているわけではないんですが、この辺は地域住民さんの良識の高さというか、選挙に対する意識の高さというのがあらわれていて、遠くなって不便やけれども、何とか行こうというあらわれやと思うんですが、高齢化社会を迎えてまた2年後、また4年後等に選挙あるんですけども、なかなか今までは何としても行ったけれども、今後はもう難しくなるというパターンも出てくると思いますので、できるだけちょっと早急に手だてを打ってもらえたらと思います。回答はもういただいているんで、もう今の僕の意見に対しては回答結構なんで。

ですから、台風も今回のことを教訓にして、次回からはスムーズな、今回以上にスムーズな用意をしていただけるようにお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 最終的には要望で終わるということやね。

○4番（辰巳光則君） こっちに関しては、それで結構です。

○議長（植村ケイ子君） それでいいですか。

○4番（辰巳光則君） はい。

○議長（植村ケイ子君） 辰巳光則君の一般質問を終わります。

---

◇ 川 口 靖 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして8番議員、川口靖夫君の一般質問を許します。

川口靖夫君。

○8番（川口靖夫君） 去る8月20日、町中央公民館におきまして、町住民六十数名参加のもと、「観光」今後の進め方についてをテーマでタウンミーティングを開催されました。活発な意見、質問があり、その中でトイレ設置の意見が多数ありました。それ以来3カ月を経過しておりますが、その間、町長は検証、総括され、具体的な骨格、進め方はまだ先のこととは思いますが、大局観的な方向性をどのようにお持ちなのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 8番、川口議員のご質問に回答いたします。

今年度、三宅町では初めて町長と住民の皆様と直接対話し、町政に関して町民から意見を聞き、町政に対する町民の理解を深めることを目的とした対話型集会の一つとしてタウンミーティングを行いました。意見交換の時間自体は30分程度でしたが、ご参加いただいた皆様からは多くのご意見やご質問をいただき、町民の皆様から観光に関する思いや考え方を聞かせていただきました。特に私の考えや思いと類似するご意見であつたり相違するご意見もあり、さまざまな視点からご意見をいただけたことが、今回のタウンミーティングの成果であると認識しております。

さて、議員ご質問の観光に対する大局的な方向性ですが、本タウンミーティングでもご説明させていただいたとおり、町としましては、住民との協働による取り組みによる愛着度の向上、さらに広域的な情報発信による観光の連携を推進しながら、町の魅力発信による知名度アップを図るタウンプロモーションを充実させることにより、三宅町を知ってもらう、来てもらう、住んでもらうことにつながる魅力あふれる地域を目指すことが、今後の町観光の総合的な方向であると考えております。

なお、ご質問のトイレの整備については多くのご意見をいただきましたが、このトイレ整

備につきましては、新たなトイレを設置するだけでなく、既存の施設の利用や地域での協働での取り組みといった方向も含めて検討も必要であります。具体的には、役場だけでなく、自治会建物、コンビニエンスストア、その他店舗等でのトイレ利用もご提供いただくことができれば、看板の設置やパンフレットへの記載等にて対応も可能であり、さらには店舗等をご利用いただくことにより、お店の活性化につながることも考えられます。

今後もタウンミーティングに限らず、ワークショップ等、住民の皆様との直接的な対話を大切にし、貴重なご意見を参考にしながら、地域住民が町づくりの主体となる観光行政を展開してまいり所存でございます。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員、再質問ありますか。

○8番（川口靖夫君） 観光に絞って余りにも私簡単に質問し過ぎて、ちょっと反省しておりますが、この観光をテーマにして、三宅町の、町長もご存じのように、非常に税収が乏しい。観光をもとにしてどのように税収につなげるか、こういうことを10年後、20年後、30年後の町づくりを目指して、これ税収が少なかったら住民サービスも滞る、ここを聞いたかったんですけども、観光だけで、これをもとにかけてどのように税収につなげていくのか、これを聞いたかったんですけど、ちっとも答えていただいております。

町長、もう一度、税収についてどのようにつなげていくのか。きょう、あすは、これはできません。私は10年後、20年後、30年後を見据えて、そしてそれによって町民が潤う、住民サービスができると、ここへ持ってきてほしいなど、そういうつもりで質問したんですが、いま一度お聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ただいまの再質問なんですけど、まず短期的に申しますと、先ほどお答えさせていただいたとおり、地元のコンビニエンスストアや今ある店舗などで利用していただくことによって、そこのお店活性化ということにまずつながればというところが、ここは短期的な視点としては、税収という部分でもつながっていくかなと感じております。

先ほどもお答えさせていただきましたが、長期的に見ますと、まず三宅町を知ってもらう、来てもらう、そして住んでもらうことによって、税収の面でもつながっていくのではないかと考えています。またそのようにしていくことによって人口がふえる、魅力を発信してもらって、この利便性であったり、まちの魅力を発信することによって、また企業誘致などにつなげていければなというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員。

○8番（川口靖夫君） 観光で訪れてきていただいた方、その中にはちょっと休憩してお茶でも飲もうか、喫茶店、またちょっとした軽食、それらのことを、訪れてこられる方に対してのサービスになるんじゃないかと。観光だけで見ていただいたら、そのまま帰っていただいたら、これ意味ないわけで、そういうことを言いたかったわけで、今後これは5年、6年ぐらいではできません。私は思うのは、10年、20年、30年後を見据えてやっていただきたいと、このように考えておりますので、同じ事業をするんだったら、常に税収を考えながら何事もやっていただきたいなど、このように思っていますので、その考えで進めていただいたらなと思います。よろしくお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 貴重なご意見ありがとうございます。

しかし、税収のことに关しましては、観光のみだけではなく、さまざまな視点から取り組んでいく必要があると思いますので、今後とも議員にはご理解、ご協力のほうお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員。

○8番（川口靖夫君） もちろん観光だけでは、全てのこと。ただ、今テーマにしたのは観光をテーマにしていますので、観光以外でもどのように税収ふやせるかということを考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（植村ケイ子君） それで川口議員、ご理解いただけましたね。

○8番（川口靖夫君） はい。

○議長（植村ケイ子君） 川口議員の一般質問をこれで終わります。

---

◇ 瀬 角 清 司 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして1番議員、瀬角清司君の一般質問を許します。

1番議員、瀬角清司君。

○1番（瀬角清司君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほどの10月22日から23日深夜にかけての台風21号がもたらした三宅町における水害ですが、幸いけが人などの被害はなかったものの、町内での被害は把握しているだけでも、床上浸水4件、床下浸水27件などと多大な被害となりました。そこで、誰もが安心して暮らせる三宅町としての、水害だけにかかわらず、災害対策として災害時の被災者、もしくは被災家屋などに対するの救済措置、もしくは対策などは今後どのようにお考えでしょうか。

あわせてお聞きしたいのですが、かねてより防災無線の放送が聞き取りにくく、特に高齢者で身体的にご不自由な方々などは聞こえづらく、今回の台風では大変怖い思いをされたと聞いております。改めて個別、戸別の防災無線の必要性を考えるのですが、町長はこのあたりをどのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 1番、瀬角議員の質問に回答いたします。

災害発生時における公的給付や資金援助については、災害救助法が適用された場合、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に準拠し、遺族への弔慰金、災害貸付金等を国・県・町の負担で支給や貸し付けを行う制度は整備されておりますが、今回の災害においては、奈良県では災害救助法の適用はされませんでした。

町税・国保税、介護保険料等については、災害減免申請の制度があり、納付が著しく困難な場合に被災の程度により、納期未到来分について減免を行うことができることとしております。給付や貸し付けといった措置は適用条件の整備や原資となる財源の確保も含め、現時点では検討しておりません。

なお、このたびの浸水や大雨による家屋等の被害について、火災保険の特約等により保険金等の給付を受けるため、罹災証明書の申請を受理しておりますが、本日までに6件の証明を行っておりますことを報告させていただきます。

続いて、防災無線についてのご質問ですが、戸別受信機の設置については、これまでも自治会長会、自主防災会議、広報紙等による周知を行うなど、さまざまな機会において設置、普及に努めてきたところでございます。本年9月号の広報紙にも河川情報や避難情報にあわせてお知らせをしたところでもございます。今回の台風21号を契機に新たに設置を希望される住民の方からの問い合わせもあり、新たに23機の申請がありましたが、さらに設置が進むよう努めてまいりたいと考えております。

また、防災無線以外の避難情報等の伝達手段として、みやけ安心安全メールの登録もお願いしているところでございます。

その他の伝達手段として、対象区域内にある全ての携帯電話に強制的に配信されるエリアメールについては、携帯電話3キャリアとの契約はできていることから、運用方法を整備し、来年2月の町総合防災訓練においてテスト配信を行い、本格運用を行ってまいりたいと考えております。

なお、防災無線の戸別受信機の設置については無償貸与であり、年齢要件などもないこと

を含め広報していますが、この場をおかりして議員皆様におかれましても普及促進にご協力賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員、再質問。

○1番（瀬角清司君） 自席での再質問をさせていただきますが、大変詳しく説明していただきましてありがとうございます。

今回の台風21号におきましては、町単体での災害救助法適用や救済措置はなかなか難しいとのことですが、今回の21号台風におきましての水害は、私もですが、町民の皆様に関して恐らくめったに経験のない水害だったと思われまます。被害に遭われた方々は、わらをもすがの思いで町に救済を期待されたと思われまます。住民の生命・財産を守るのは、行政の大切な仕事の一つだと私は考えておりますので、今後どのような地震や災害が起こるともわかりませんですし、対策としてできる限りの備えや考えられる限りの対策を検討していただき、住民誰もが安心して暮らせる三宅町にしていただきたく思いまます。

また、防災無線につきましましては、私としての質問の方向性にちょっといささか不明瞭な点があったと思われまます、要は今回の水害では、家の中において雨音で放送が聞こえなくて、何を言っているのかわからんかったわとの訴えがたくさんありましたので、改めて戸別の防災無線の設置方法を住民の皆様知っていただき、自分の身の安全を確保していただきたいと思つての質問でありました。

それで、戸別の防災無線の設置件数や普及率などはどのようになつておりますか。今現在わかる限りでよろしいですので、お答え願えませんか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたしまます。

防災無線の設置状況についてのご質問でございます。

今現在、平成23年から24年にかけてまして、1,200台の防災無線戸別受信機を購入してあります。そのうち750台が設置されてあります。うち公共施設は19台ということになるんですけれども、各大字別で申し上げますと、伴堂地区では126世帯、伴堂1丁目で21世帯、伴堂2丁目では28世帯、小柳では26世帯、但馬で73世帯、上但馬96世帯、上但馬団地で27世帯、屏風地区につきましても同じく27、東屏風につきましましては88、三河では13、石見は206という状況になつてありますので、世帯数からいいますと、全体で2,600世帯ぐらいあると思うんですけれども、そのうち750世帯への普及ということになつてあります。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員。

○1番（瀬角清司君） 今、詳しく説明していただきまして、7,000弱、7,000ほどの町民の中には、全域にはまだもう少し頑張って配付していただきたいなと思います。

携帯電話によるエリアメールも非常に有効な手段だとは思われますが、携帯をお持ちでない方や身体的にご不自由な方などがまだまだおられると思いますので、戸別の防災無線を必要とされる方には、やっぱり綿密に各自治会や各防災会、各関係各位に広報活動を行っていただき、必要とされる住民の方に戸別防災無線の設置について認知してもらって、普及率をますますもう少し上げていただきたいなと思っております。住民の生命、財産にかかわることですので、真摯に対応してもらいたいと考えております。

これで私の質問は終わらせていただきたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 瀬角議員、それでいいんですか。大体はちょっと要望のほうに走っていると思うんですけれども、これからの普及率はどうしたら上がるかと、そういう質問はいいんですか。

○1番（瀬角清司君） そうですね、普及率のほうをどういうふうな形で考えておられるか、町としたら。お聞かせ願えますか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） それでは回答させていただきます。

普及率の向上なんですけれども、これまでも自治会長会でありますとか自主防災会のほうで広報させていただいて、広報紙にも折り込みということでもさせていただきましてけれども、自主防災会議のほうなんですけれども、先般開いた会議の中では当然この辺の話題も出まして、自主防災会のほうからの働きかけによって、先ほど申しました23機の新しい申請、このうち10機以上は取りまとめをしていただいて、各家庭のほうに設置をしたという経緯もございます。こちらも地元のほうにご尽力いただくのこともなんですけれども、こういった機会を利用しまして、また来月にも、年明けにも自主防災会議を開きますので、こういった場でも今の事実を改めて報告させていただいて、ご協力を求めるなどの措置をとってまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○1番（瀬角清司君） 自主防災会でそういう会議していただいているのは結構なんですけど、自治会の中にそういう報告を受けていることが全然今までなかったですので、知られない方が多かったと思います。そのあたりの徹底を今後していただいて、普及率を上げることに努

めていただきたいと思っているんですが、それでよろしくをお願いします。

○議長（植村ケイ子君） それでご理解いただけましたか。

○1番（瀬角清司君） はい。

---

◇ 森内哲也君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして3番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

3番議員、森内哲也君。

○3番（森内哲也君） それでは、議長からご指名いただきましたので、質問させていただきます。再質問は自席からさせていただきます。

先ほどの辰巳議員の質問とも被ることがあるんですが、ちょっとまた違う視点から再質問させていただけたらと思いますので、質問させていただきます。

去る10月21日から22日にかけて、衆議院選挙の投票日も重なった日曜日、職員さんが忙しい中、大型台風が日本列島を襲来しました。三宅町全域にも避難指示が出ました。防災訓練ではなく、実際の災害を町全体が体験したという貴重な事例になったと思います。

そこで質問です。

今回発生した実際の事例を踏まえて、今後の防災計画の方針の見直すべき点などをお伝えください。今回こういった事例があったので、今まではこういうことを想定していましたが、今後は見直すべきだと考えていますという具体的な例を引用しつつ、示していただけたらと思います。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 3番、森内議員の質問にお答えいたします。

さきの辰巳光則議員の一般質問において回答いたしましたとおり、今回の台風21号における災害対応ではさまざまな課題が浮き彫りになりました。そのことを踏まえ、平成30年度において三宅町地域防災計画の見直しに着手したいと考えております。

具体的な見直しポイントは、水害や地震など想定される災害種別に応じ、より具体的な計画に見直す必要があると認識しています。例えば、一時避難所や福祉避難所、広域避難所等については、建物の形状や立地条件、施設の機能等により避難所の指定を見直す必要があると考えております。おののちに想定される避難経路を明記することも必須となってまいります。また、災害発生時には、まず命を守る行動をとるという住民自身の心構えが防災の基本

であることを基本に、災害弱者の支援体制の確立、自主防災組織等住民相互間の防災対策、行政関係機関の果たすべき役割と責務を明示し、住民への周知・理解を求めるなど、さまざまな観点から今後想定される災害に備えを行ってまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） はい、再質問。

○3番（森内哲也君） 今お答えいただいた中で、建物の形状や立地条件、施設の機能などにより避難所の指定の見直しが必要であると考えており、おのおのに想定される避難経路を明記することも必須となってまいりますとお答えいただきました。

ちょっと難しいあれなんで、具体的にこういうところを考えると、ここがやばかったのどうしたほうがいいのか今思っているということがお話いただけるようであれば、まずそこを聞かせていただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） ただいまの再質問ですが、1つ例を申し上げますと、やはり水害時に小柳地区の公民館が一時避難所として指定されておりますけれども、5メートル以上の浸水が予測されるというところですので、そういったところを具体的に見直しを図ってまいりたいと。地震のときには有効であります、水害のときにはあそこは大変危険なところになると思いますので、水害時と地震時、それぞれの特性に合わせながら、具体的にそれぞれを1個ずつ検証しながら見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） ありがとうございます。

具体的な例をやっぱり挙げていただいたほうが、町民の皆さんにもわかりやすいのかなと思うので、そういったことはぜひ、それも情報として町民共有していただくほうが絶対に、先ほどの回答もあったとおり、自助・共助、大事ですよというところにつながってくるので、具体的な情報が実は欲しいと思っております。

例えば、先ほど辰巳議員の回答とか私の今の回答をいただいたところで、見直す点とかでちょっと私の視点でまとめたんですが、まず避難経路を見直すということですね。それと情報の伝達、無線が聞きにくいですという話もあったと思います。あと今言った自助、共助をいかにつくっていくかみたいな視点が大事なのかなと思っております。

それぞれに関して、例えば情報の伝達に関してなんです、今回職業訓練校、当初、小学校があいたのもうあけないですよというふうに聞いておりましたが、後での報告事項では、11時前ぐらいに避難所開設しましたというふうにもお聞きしたので、ちょっと情報が錯綜し

ている、この辺の経緯とかを詳しく説明いただけたらと思いますが。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。私から回答させていただきます。

高等技術専門校の一時避難所開設についてのご質問でございますけれども、町内全域への避難勧告の発令、大和川が氾濫危険水位に達したことなど、浸水状況から災害対策本部のほうで開設の判断をしたものでございますけれども、22時40分に石見自治会長様に開設を依頼する電話をしているというところなんですけれども、これは自治会長に鍵の保管をお願いしていたものでないから、誤った連絡でございました。すぐに2名の職員が現地に向かい、22時53分に開錠をしております。このときに2名の避難者が来られたということで報告がありました。その後この2名の方は小学校への移送をさせていただいております。続いて、3名の避難者が来られたということでしたが、石見自治会、石見自主防災会の方が3名現地に来ていただいております、この方々が避難者の3名様を石見公民館のほうに移送されたということです。ですので、小学校への移送は行っておりません。その後、この職員の待機というところでございましたけれども、翌2時をもって施錠をいたしまして、職員のほうは本部に戻ったという経過でございました。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） 結局10時40分の段階で職業訓練校、避難場所を開設したほうが良いという判断をされたということでもいいのかなと思います。ただ、鍵がなかったとかいうことだったので、ちょっとその辺の情報だとかも確立していただかないといけないかなと思います。

あと、私が住んでいるところはすぐ隣、伴堂2丁目なので、避難場所は開設されないというずっと情報だったんですが、三河さんからも聞いているのはそういう情報で、ただ電気ついておったで、どうなっとなんねんみたいなことがあったんですが、避難所開設したみたいな連絡を自治会長なりにしていただいたのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼します。

今ご説明いたしましたところなんですけれども、防災無線等により広報を行っておりますけれども、今言われました三河自治会長様でありますとかには、直接のご連絡はしておらないということなんです。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） 自助・共助、大事ですよというのであれば、やはり地域のリーダーと

うか、人材、キーパーソンになる方には必ずそういったことを報告していただかないとだめですし、何かやはり情報の共有・確立というか、していただかないと、これ致命的なことになりかねないと思っています。

先ほど辰巳議員の中にもありましたが、海みたいやっただとかという情報も、そっちから逃げてくる人が知らないといけないんで、ちょっとその辺の情報もやはり自助・共助を強くしていけないといけないんで、住民さんなりに知らせていただきたいというのが1つ、これからお願いしたいなと思います。

あと、今回いろんな情報を確かに報告で安心・安全メールで連絡しましたよ、ホームページに載せましたよみたいなことをいただいています。私、今回そんなもん見れへんわみたいな意見もあるかと思うんですが、今後起こる5年後、10年後にまた同じようなことが起こったとき、もっとネットというのは発達しているんで、今のうちに住民さんに安心・安全メール絶対登録しておいてくれよとかというのを、もっと広報でがんがんアピールしてもいいかなと思います。例えば情報はホームページでまず第一弾載せますので、何かあったときは見てねみたいなことも、時代の流れとかを考えると強調しておいてもいいのかなと思うんで、ぜひその辺考えていただけたらなと思っております。

あと、小学校の体育館が避難所になっていた、来られていた方から聞いているんですが、体育館雨漏りしていたよみたいな話も聞いたんですが、その辺の現状つかんでおられますか。

○議長（植村ケイ子君） 体育館の雨漏りについて、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼します。

体育館の避難所のほうにつきましては、当日職員も配置しておりましたので、そういった状況のほうは聞いているところであります。小学校の体育館のほうなんですけれども、昭和53年建設のため老朽化は否めないと。耐震工事のほうは完了しているということでございます。雨漏りは教育委員会のほうで部分的な補修ということで、予算の許す限りをさせていただいているところなんですけれども、根本的な修理につきましては、公共施設の総合管理計画に基づいて、どういった修理をしていただくかということもございますけれども、広域避難所の見直しに当たっては、こういった公共施設の諸条件も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員。

○3番（森内哲也君） 今回、職業訓練校あけない、小学校体育館がメインであいたのでみたいな話を聞いていたんで、そのメインの避難所がちょっとがたがきていてというのであれば、

やはりある程度お金をかけてもうちょっといいのを、修繕とかという話も仕方がないのかなと思っていますので、ちょっとその辺も考えていただけたらなと考えております。

あと、大震災、阪神・淡路大震災とか東日本大震災とか、最近でしたら熊本の地震とかで避難された方、あるいは助けられている方とかの体験談なりをちょっとつまみ読みとかで情報を集めたりすると、やっぱり自助、共助ということになるんで、やはり職業訓練校、石見からも伴堂の西側、東側のほうからも避難できるんで、これをあけないという選択肢は僕はないと思っているんで、その辺も今回見直しのところに入れていただけたらなと思います。大体、そしたら以上で質問終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） ちゃんご理解いただきましたか。

○3番（森内哲也君） はい。

○議長（植村ケイ子君） それでは、森内哲也君の一般質問を終わります。

---

◇ 松 本 健 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして2番議員、松本 健君の一般質問を許します。

2番議員、松本 健君。

○2番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

平成30年度予算編成について。

11月初旬に平成30年度の予算編成が出されましたが、今回は予算編成の方向性について、町長に質問いたします。

示された質問では、現状は健全団体ではあるものの、内外の社会情勢を踏まえると、中長期的に財政構造を抜本的に見直していく必要があるという現状分析のもとで、町の総合計画に基づいた上で既存事業のゼロベースでの見直し、住民目線での優先度づけ、広域連携や将来的負担考慮といったような基本方針が示されていきました。

現状分析にある財政構造の抜本的な見直しというのには大いに賛同するところではありますが、一方で、それを受けた基本方針には、これが財政構造の抜本的な見直しにつながるのかと疑問を抱いてしまいました。基本的な方向は、行政の中で職員の各自が身の回りを再度チェックして無駄を省いていき、その分を必要な投資に振り向けることで財政構造を変えていこうというものと推測します。

全体的に現状を把握しつつ、こつこつと改善を積み上げるという姿勢は大変重要ではありますが、その積み上げの到達地点、目先のゴールが示されない限りは、なかなか財政のスリ

ム化は達成されるものではありません。網羅的に経費を何%か削減するというようなものではなく、削減余地のある費目を見出し重点的に削減を行う。そのために一時的な投資も必要となるでしょう。その予算措置をしていくということで、経費削減への姿勢を示すといったことが必要かと思われます。

三宅町総合計画に基づいた予算編成という言葉がありましたが、三宅町総合計画もあくまでも方向づけを示すものであり、中長期的な数値目標が示されたものではありません。年度予算の編成に当たって、この先3年から5年後に本町の財政構造をどのように作り変えていくのか、3年後、5年後の数値目標を伴った具体的なイメージが必要と考えますが、所見をお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 2番、松本議員の質問に回答いたします。

平成30年度予算編成方針にもお示しさせていただいたとおり、本町の財政状況については、平成28年度決算において5,714万円の黒字であったものの、経常収支比率については92.7%となり、普通交付税等の一般財源が年々減少傾向にあることから、無駄を徹底して排除しつつ、財政構造を抜本的に見直しする必要があり、緊急、優先的による計画的な事業実施を推進し、中長期的な執行計画により、時代に即した財政運営を推進しなければならないとしております。

また、基本方針においては、総合計画における施策の大綱に基づき、計画的な行財政運営を着実に推進し、事業の必要性や実施効果、PDCAサイクルに基づく事業の見直しを図るとともに、重点方針としては、事業の必要性、実施計画や事業内容、費用対効果など十分な精査・検討を行い、過疎地域自立促進に向けた施策の推進を図っていきたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、三宅町の町づくりを進めていくためにも、中長期的な財政計画を策定する必要があり、現在、起債残高や各基金等の分析にとりかかっており、平成29年度の決算状況を踏まえて、平成30年度中をめどに策定する予定であります。

三宅町総合計画の基本計画においては、施策の課題や今後の方向性、事業実施に向けた数値目標などを設定していきたいと考えており、予算編成においても十分な協議を行う予定であります。平成30年度においては、複合施設整備事業や企業立地促進事業、庁舎耐震工事など複数年事業、また今後広く展開すべき事業としては、防災対策、子育て支援事業、タウンプロモーション事業など、おのこの事業の方向性や実施計画による財政規模を把握すること

により、過疎計画の計画期間に合わせた平成32年度までの中期財政計画の策定に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

過疎債を有効に活用し、将来負担を最小限にするため、計画期間内に実施すべき事業に充当し、既存事業に対しては将来の公債費負担を軽減していくことを考えていますが、いずれにしても、交付税による財源に帰するものであり、企業誘致による自主税源の確保に取り組むとともに、人口減少に伴う経常経費の削減についても十分考慮しながら、財政計画の策定に取り組んでまいります。

○議長（植村ケイ子君） 再質問、はい。

○2番（松本 健君） 回答ありがとうございました。

回答の順番に沿って再質問させていただきます。

まず、中長期的な財政計画を策定する必要性は認められておる、やろうとされている。平成29年度の決算を踏まえて、平成30年度中に策定する予定でありますと回答いただきました。なぜ平成29年の決算を踏まえる必要があるのか。と申しますのは、もう町長やられて2回目の予算編成になる、また、過疎債が始まって今年度は初めて一から予算が組める状況にある、過疎債はたかだか4年、5年の間しか使えない、限られたこの期間の中でなぜ29年度の決算を踏まえて30年度中にじゃないとこの中長期的な財政計画が立てられないのか、ご説明をお願いします。

○議長（植村ケイ子君） どちら様が回答なさいますか。総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 具体的にお答えするところなんですけれども、29年度の決算状況を踏まえてということでご回答させていただいている中には、本年度から過疎債のほうなんですけれども、活用させていただいております。この辺の過疎債を利用したことによって、29年度の決算状況がどうなるかということも踏まえて、29年度の決算状況から30年度中をめどにということでご回答をさせていただいたところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 29年度の決算も踏まえていただきたいとは思いますが、これ時間限られていると思いますので、過疎債が使える、できるだけ早急に、今までわかっている状態を分析した上で、来年度30年度の予算に反映させるべく解析を進めていただくべきだと私は考えます。いかがでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） 中長期計画のお話であれば、29年度を踏まえてという回答をさせて

いただいたんですけども、過去の決算状況であるとかというのも当然考慮というか、入れてすべきであるというふうには認識しております。回答の中で29年度の決算も入れてというふうな解釈でご理解いただけたらと思います。

30年度については、予算編成方針を出させていただいたとおりでありますので、それも過去の決算とかも見ながら歳出を抑えていくというふうな、今の状況ではそうかなと思います。なかなか歳入を極端にふやすとか、それは中長期で考えていけないベースになりますので、議員おっしゃったように、歳入をふやすには、企業を呼んでくるとか、公的資金を入れてかなりの投入をすべき時期もあるのかなとは思っていますので、その辺は中長期に考えていくべきであるというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 続きまして、回答に沿って質問させていただきます。

過疎債の活用の部分、回答していただいています。過疎債を有効に活用して、将来負担を最小限にするために、計画期間内に実施すべき事業に充当し、既存事業に対しては将来の公債費負担を軽減していくことを考えていますが、いずれにしても交付税による財源に帰するものであり、企業誘致等云々というところですが、交付税による財源に帰するものであることで不安定だと、自主財源の確保に努めるというようなことをおっしゃっているんだと思います。

自主財源の確保に努めるに当たりまして、その前に交付税はこの先3から5年後に幾ら減ってきて、自主財源を幾ら確保しないとそれがカバーできないとお考えなのか、考えをお聞かせください。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、具体的な数字は今持ち合わせておらないんですけども、交付税につきましては年々減っていくという傾向でございます。国のほうから県に交付されて、それが市町村に交付されるわけでございますけれども、その辺も含めまして、今の中長期の財政計画の中には、具体的な数字を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 私もいろいろ調べて試算しようとしておりますが、今回企業誘致による自主財源の確保というのを目指されておりますが、この金額では到底おぼつかないし、自

主財源を得たところで、その分交付税が減らされるだけなので、自主財源の確保自体が事業の拡張につながる、過疎をとめるというのにはつながらないというふうに考えております。

最終的には、私たち下條村とかいろいろ視察行きましたけれども、下條村は何かやりたい、やりたいものがあるためにどうすればいいか。お金をつくらないといけない、収入をふやすか、支出を減らすかどっちかですといったときに、支出を減らすという方法を選ばれたそうです。支出を減らすことで自主財源というか事業を進めていくということについて、経費削減の必要性についてどれぐらい、どのようなことを考えられているか、回答をお願いします。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今のご質問ですが、やはり支出を減らすだけではなく、両方していくこと、収入もふやしながら支出も減らすということが大切だというふうに考えております。

具体的どのように行っていくかといいますと、やはり経費の中で多くを占める人件費というところが、やはり三宅町指摘されていますので、適正な人員の確保、人員の管理というところをしっかりと検討しながら、将来の採用計画も含めて立てていきたいと思っています。しかしながら、一概に全て職員の数をすごく減らせばいいという問題ではなく、やはり災害時であったり、行政としてすべき業務ができる人数というのをしっかりと確保しながら、行政運営というのを行っていきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） 30年度の予算策定に当たりまして、どのようにして経費を削減していくかというの、やはりトップからの指示、方向性を示すということが必要かと考えております。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど過疎債を活用するというような回答をいただきましたが、過疎債の活用の用途として、複合施設整備事業や庁舎タウンプロモーション事業等いろいろ挙げていただいておりますが、基本的にこの流れからうかがえるのは、今予定している施設の見直しだとかインフラ整備を過疎債が入ったので前倒ししてやっ払いこうというような方向性と、あと公債費の負担を減らしていきましようというような2点がうかがえます。

しかしながら、本来というか、過疎指定をせっかくとって、過疎をとめよう、過疎化をとめようという本来の目的というか、過疎債をとめるためにどういうものに投資していくかというのが何か余り見られないように感じますが、30年度の予算編成において、公共施設の建て直しに過疎債を使うとか、そういうのじゃなくて、過疎をとめるための対策としてどうい

うふうな予算編成をするというような部分があったらよかったかなと思うんですけども、そういう観点で30年度の予算編成について一言いただければと思います。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） ただいま議員にご指摘いただきましたとおり、過疎をとめる対策というのは、職員一同、今年度予算、今編成行っているところですけども、しっかりと意識をしながら全事業を今見直しをかけて、その意識を全員が持ちながらの予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 松本議員。

○2番（松本 健君） しかしながら、もちろん財政構造がめちゃくちゃ悪化するとか、将来的にどうなっちゃいけないというのは踏まえた上でということになると思いますので、やはり今年度の予算編成の段階で、3から5年後、今の公債費比率をそんなに上げないレベルで何か投資した上で過疎債をうまく使って過疎をとめるという何か方向性を皆さんで見出した上で立案されていくことをお祈りいたしまして、終わらせていただきます。

---

◇ 衣 川 喜 憲 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして6番議員、衣川喜憲君の一般質問を許します。

6番、衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、三宅町の町づくりにつきまして、2点について質問をさせていただきます。

本町の平成28年度一般会計決算は実質収支1億8,000万円の黒字で、町財政として健全化状態にあるものの、平成27年度比では悪化の状況にあるため、引き続き行財政改革が必要です。

そこで、本年6月定例会において、私は住民と行政の協働による町づくりを進める必要性について質問いたしました。それに対し町長は、町づくりは住民が主役であるという考えを基本として協働の町づくりを実践してまいりたいと回答されました。住民が主役となった町づくりこそ、その後には地域への愛着、すなわち郷土愛やコミュニティーの広がりも図ることができ、また経費の削減にもつながるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

ふれあい収集についてですが、10月よりごみのふれあい収集が始まりました。この事業は福祉サービスの視点からはよい施策だとは思いますが、公共サービスは全て行政が担う時代

ではないことは、町長も理解されておられることです。この事業を始める前に、共助として地域で助け合い、コミュニティーの輪を広げるという考え方を広めるのが先ではないでしょうか。私はこのことを3月の予算委員会で指摘をいたしました。まず、10大字の自治会に対し、共助の考え方を訴えられたのでしょうか。協働の町づくりを実践する努力をされたのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、地域担当職員についてです。

協働の町づくりを進めるためにも、職員が地域の状況をよく知り、地域と連携を強める必要があります。そこで、特に若い職員を地域担当職員として配置し、職員が地域の状況を把握するとともに住民と触れ合い、町行政の方針なども住民に伝えるとともに、住民の考えも知るなどすることで、協働を進めることができるのではないかと考えます。お隣の広陵町や三重県松阪市などでは、既に地域担当職員の配置を実行されておられると聞いております。地域担当職員の配置について、町長の所見を伺います。

なお、再質問につきましては、自席から行わせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 6番、衣川議員の質問に回答いたします。

議員ご指摘のとおり、協働の町づくりを実践していくためには、行政の支援だけではなく、住民と行政との連携や住民同士の助け合いも重要であると認識しているところであり、住民や自治会等にも協力を得る仕組みづくりや住民と行政との役割分担も考えながら行政を進めていくことが大切であると考えており、このことは行財政運営やマンパワーの面においても有効であるとあわせて認識しているところでもあります。

ただ、議員お述べのふれあい収集については、まずごみ出しに困っている方々が実際におられる現状を踏まえ、見守りも含めた安心・見守り収集として、セーフティーネットの拡充を行い、安心感を持って住民の皆様が住み続けられるよう、行政の役割として事業をスタートさせたものであります。現在7名の方がご利用されておられますが、ご本人様とも面談をし、お体の様子や親族、近隣者など身近に協力者がおられない方々であり、ごみ収集だけではなく、あわせて緩やかな見守りも行いながら事業を進めているところでもあります。

今後も行政サービスを見きわめながら、自助・共助・公助による協働の町づくりを進めてまいり所存でありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続いて、地域担当職員についてのご質問ですが、地域担当職員制度は、近年、住民ニーズの多様化、高度化に対応した効率的、効果的な公共サービスを提供するには、地域で活動す

るさまざまな活動主体や地域住民自身も公共サービスの担い手となる必要も生じ、これに対し、住民との対話、交流を通じ、地域課題の解決に向け住民の意向を反映し、さらには職員の意識を住民本位に転換させることを目的として、職員を各地域に担当者として配置する制度であります。本町では、今年度に入り、政策推進課において調査研究を実施したところでございます。

なお、調査研究の結果としまして、住民との間において顔の見える関係が構築されることにより、相互の理解と信頼関係の創出につながることや、縦割り行政の是正、職員の新たな能力形成により、やりがいやモチベーションの向上につながる利点がある反面、多くの課題も見えてきました。特に住民の主体性・自主性の確立という狙いに反し、かえって要望・陳情を通じた従来型の相互関係を深めてしまうということや、制度の実施においては、地域独自の住民自治の仕組みの基本的な位置づけとなる自治基本条例の制度化は最も重要とされることから、住民の役割と行政の役割を明確にし、目的を共有して取り組むべきであります。既に導入されている市町村では、地域の活性化と職員の育成を同時に進めていく中、地域間の有識の格差や活動内容の温度差、職員への意識改革の難しさを聞いております。

本町といたしましても、一足飛びに制度化をせず、今年度実施しましたタウンミーティングもしかり、住民がみずから参加し、行政との相互作用の中で学んだり、作り出したりする双方向的なスタイルであるワークショップや他方面への住民ヒアリング等を数多く実施することにより、住民の皆様との意見や考えにおける相違点をしっかりと見きわめ、職員には住民の一人として積極的に町づくりにかかわるという意識を持たせながら、町づくりは行政のみで行うものではなく、お互い理解のもと町づくりを進める協働の町づくりをさらに実践していきたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君。

○6番（衣川喜憲君） 再質問をさせていただきます。

まず、ふれあい収集でございますが、3月の議会で可決され、4月から10月までの間には6カ月の期間がありました。どのような準備をされて10月から開始されたのか、また既に全国ではたくさんの自治体でふれあい収集というような制度を実施されているところがあります。先日の新聞でも報道がありましたように、有料化とか、あるいは中学生に協力を求めるとか、さまざまな形態があるというようなことも研究され、今回の方法で実施されたんでしょうか。まずどういう調査をされましたか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 10月から開始に至るまでの間、検討した内容としましては、対象者について非常に検討する中で時間がかかったというところでございます。議員ご指摘のとおり、共助を妨げる対象ではなく、しっかりと本当に必要な人は誰なのか、この制度を使うことで本当に安心して住み続けられるような対象というのはどの方なのかというのを、福祉部門、もちろん収集部門合わせて、各部門を合わせまして検討をスタートして対象者を絞り出したところで、制度の設計をさせていただきました。

そして、ほかの有料化や中学生の活用など、さまざまなスタイルでやられているということですが、本町としましては、行政の役割として本当に困っている方に安心感を持っていただくよう、セーフティーネットが必要であると思い、選挙の公約でもありましたので、実施をさせていただいたところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 準備をされて実施されたということでございますが、回答の中で、個別にヒアリングをされる中で、近隣者など身近に協力者がおられないというような方々ということで7名の方が実施されているわけですが、特にその方々の近辺につきましては、自治会等に相談といたしますか、全く自治会等がその人らはもう知らないというような実態があったのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 自治会が知らないといった現状というのは把握はしておりませんが、利用者の方が利用したいということで相談に来られた方が、地域包括センターからの問い合わせであったり、民生委員さんからの問い合わせで対象にならないかということでご相談をいただいて面談をさせていただいているという現状がございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） それは確かにセーフティーネットでは大切なことだと思うんですけども、やはり協働の町づくりという考え方では、同時進行ということがやっぱり必要じゃないかと思います。例えばAさんがそういう相談をかけられたときに、周りに、自治会長等に相談されて、その方をみんなで見守っていこうというような施策もやはり必要じゃないかと。訴えがあったから、はい、やりますということでは、これからどんどん高齢者、ひとり住まい、身体の不自由な方々ふえていくことは目に見えています。だから、セーフティーネットは大切なことですが、どんどん経費的にもふえていくということはもう既に指摘しているところですから、やはり地域に協力を求めるというような施策も必要じゃないかと思う

んですが、その点、どうでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） その詳細につきましては、個人情報の関係も整理する必要があります。そして、協働というのは自治会と行政だけの協働ではなく、やはり地域包括センターとの協働、民生委員さんとの協働、さまざまな形の協働ということ、さまざまな方々と連携していくことが本当の協働の町づくりであるというふうに認識しております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 町長とちょっと考え方一緒のところもありますけれども、違うところもあるわけですが、やはり地域の町づくりというのは、自治会抜きには考えられません。確かに個人情報があります。Aさんのことは、本人に聞きますと周りの人に迷惑をかけたくない、必ずそれは言われます。でも周りに相談したらお互いに助け合おうやというような声が出るはずで、福祉面からということをやっていくと。どんどんふえます。

では、次に移りますが、ふれあい収集を実施したということで、経費的にはそれまでとどれくらいふえたんかについて、大体の金額で結構ですから教えてください。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） すみません、今のご質問にお答えします。

人的な経費については、現状の人数の中でやっておりますので、問題ございません。ただそれに必要な車をちょっと購入させていただきましたので、その部分については、車に要する維持費等々については専用車になりますので、その分はふえて、ちょっと細かい金額までは現在把握しておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 細かいところは要らないです、大体何十万、何百万、そのあたりどうでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） すみません、約ですけれども、車の購入費、ガソリン代等、維持費等を合わせて約200万ぐらいの初期投資となっております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 今お答えいただいたように、7人で200万です。これからどんどんふえていくということは、皆さんご承知のとおり、ご理解のとおりでございます。

乱暴な言い方となるのはお許し願いたいんですが、多くの住民はやはり行政にお願いした

らいいんだといった依存的な体質を持たれております。そこから自助・共助・公助という考え方を住民に理解願って意識を変えてもらわないと、いつまでたっても役場がやってくれるということになりかねないんですが、タウンミーティング等でもそういうことをもっと周知というか、理解を願う場を持っていただきたいと思うんですが、タウンミーティング、今年度1回だけでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） タウンミーティングについては、来年度2度、今年度は1度、来年度からは2回、年度中に2回を予定しております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 今年度実施された事業については、今後も同じような形態でされる予定でしょうか。

○町長（森田浩司君） 実施された事業ということは、タウンミーティングという……

○6番（衣川喜憲君） 違う、ふれあい収集です。

○町長（森田浩司君） 今後とも、今スタートさせた事業というのは継続していきたいと考えております。さらに、また車の購入のこともありましたけども、7名で200万ということもあるんですが、それだけではなく、もう少し活用できる拡充の方向、ふれあい収集だけでなく、粗大ごみのほうのリクエスト収集など、拡充の方向、それにも活用できる方法というのを考えてまいりたいと思っております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 何度も言いますように、どんどん対象者はふえていきます。だから、地域に協力を求めるということを私はやっていただきたいと言っているんですが、そういった考え方はありませんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 議員ご指摘のとおり、地域に協力を求める方法というのはどのような形を想定されているんですか。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 例えば、Aさんがごみ出しで困っておられると、それは福祉の面で民生委員さん等からの声で実施されていると。もちろん本人のヒアリングもされて実施されているわけですけども、地域の人たちの助け合いというか、そういうような場を町として持っていられる考え方はないのかということを知っています。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） そちらのほうにつきましては、まず地域でそのような話し合いがなされていることももちろんある現状もあるのかなというふうにも考えております。そこで、町として、今現在のところ積極的に個人情報に関係もありますので、地域にいただいた情報、民生委員さんからのいただいた情報を安易にお伝えするというのは、今のところは想定しておりません。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） どうも話がかみ合わない感じがするわけですが、要は個人情報だから地域の人、周りの方には伝えないとなるとどんどんふえていきますよということを言っているんで、地域でAさんを見守っていきましょうという考え方を広めていただきたいということを聞いているんです。だから、共助という考え方を住民にもっと理解をする努力をしていただけないかということを言っているんで。

○議長（植村ケイ子君） 副町長。

○副町長（北野勝也君） すみません、町長が発言しているところ申しわけございませんが、この事業のスタートというのは、先ほど町長のほうが申し上げたとおりなんですけれども、議員おっしゃるような協働の考え方というところについては、この事業に関しては事業をスタートさせているところを住民の方々にPRをして、町こんなことをやっていますと、それを見ていただいて助けていただくというふうな形で広めていけたらなとは思いますが、その中で自発的と言ったらあれなんですけれども、住民の方が気づいていただけるような形で協働という形をとっていくことが、今は考えられるところかなというふうには認識しております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 今、副町長が答えていただいたような活動を具体的に実施していただきたいということです。

次、移ります。

地域担当職員の件ですが、回答にありましたように、来年度から突然やるというのはちょっと乱暴なことというのは十分よくわかっております。

そこで、本町の職員の中で町外に住居を持たれる方の割合はどれぐらいなのでしょう。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、具体的に何%という数字は出せないですが、従来、

平成の初めごろというのは、ほとんどの職員が町内であり、当然町の近くでございました。  
近年は半数程度は町外なりの職員ということで把握をしております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） 憲法にも保障されていますように、住居の自由、それは十分理解して、どこに住んでおられようと、町内に住めということを主張するつもりはありませんが、やはり特に若い方々は、私の予想では町外から来られている方が多いんじゃないかというように思っているわけですが、感覚的にそうなんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 岡橋部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、感覚的にというところちょっとお答えしにくいところあるんですが、やはり先ほど申しましたように、平成以降なんですけれども、町外からの職員も多いですし、もっと遠い地域からこちらのほうに就職されて、近くの付近の例えば王寺町であるとかに在住の者はおりますけれども、なかなか町内となりますと、議員ご指摘のように減少傾向にあるのは否めないところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員。

○6番（衣川喜憲君） はっきりは出ないわけなんですけれども、私の感覚ですけれども、町外から就職されている方が多いんじゃないかと。だから、そういう方にとったら、やはり町内のことをよく知っていただきたいという思いもありますので、先ほど町長の回答の中にもありましたが、まちづくり基本条例、住民基本条例というようなことで、相互にやっぺいこうというような考え方がまだまだ浸透していませんので、急激に来年度からというのは無理でございませぬけれども、将来的にはどのような考え方をもちたいんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 将来的なということでご質問ですが、先ほどお答えさせていただいたとおり、本当に一足飛びに制度化せず、職員と住民の相互理解を深める方法をしっかりととりながら相互理解をして、そういう協働の町づくりというところを進めていきたいと思っています。

さらに、先ほども申しましたけれども、やっぱり職員にもこちらには在住していませんけれども、職員にも住民の一人としてという意識をしっかりと持っていただけるように、研修であるとか、職員の育成というところにも努めてまいりたいと考えております。

○議長（植村ケイ子君） 衣川議員お願いします。

○6番（衣川喜憲君） 現在いろんなイベントを町がやられております。そういったイベント

に職員の方々の顔を余り見かけないという現実があります。やはり時間外ということで制約があると思いますけれども、町の職員としたらやはりいろんなイベントがある中へ参加して、住民と触れ合うということがやっぱり必要かと思います。

住民が主役である協働の町づくりこそ、今後の三宅町にとっては大きな力になるというふうに私は考えていますので、タウンミーティング、2回じゃなく3回でも4回でも、それこそ10大字に町長が出向いて行って、最初は確かにこれやってくれ、あれやってくれというような要望になると思いますが、町長みずからこういう町づくりをやりたいんだということを住民に訴えることによって、少しでも住民がそういった気持ちになってもらうような努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 衣川喜憲君の一般質問を終わります。

---

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 最後に9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

まず最初に、平成30年度は介護保険、国民健康保険の県単一化、障害者福祉の見直しの年となっています。12月から来年度の予算編成も始まります。

政府は、社会保障削減ありきで、来年度の社会保障についてもマイナス改定を実行すると新聞でも報道されました。このような中で行われる介護保険料の改定で引き上げが予想されます。年金も引き下げの中で払えない住民が出てきています。国保税についても同様です。

来年度、本町として住民の生活と健康を守るためにどのようにしていくのか、町長の所見を求めます。また、国民健康保険県単一化、介護保険の見直し、障がい者福祉の計画作成状況についても報告してください。

次に、前立腺がん検診についてお尋ねします。

前立腺がん検診については、平成27年度から始まり、29年10月まで検診を申請したのが34人となっています。広報でも受診のお知らせが行われていますが、受診率を高めていく必要があるのではないのでしょうか。高めていくことについてどのようにしていくのか、町長の所見を求めます。

次に、胃がん検診についてであります。

本町の胃がん検診は、個別方式と集団方式をとって、個別方式は40歳以上で、平成29年1事業所を予定、3人まで自己負担5,000円となっています。集団方式では、平成29年6月から8月までで、予定回数は5回、自己負担1,000円で360人。両方とも70歳以上になれば自己負担は無料となっています。

胃がんの原因と言われるヘリコバクター・ピロリの抗体検査をやっている自治体は、奈良県では5自治体が集団検診等でやっています。本町もヘリコバクター・ピロリ抗体検査をやり、健康なまちをつくっていくことについての町長の所見を求めます。

次に、10月22日の台風被害について。

今回、台風21号は、衆議院選挙の投票日に日本全土を襲いました。三宅町の被害状況については、10月24日正午までに判明したのは、床上浸水4件、床下浸水27件、冠水による道路通行どめ2カ所、これは解消済みです。予備費の中から消防費に流用し、対応すると先日公表され、予算内容は、消毒剤噴霧器追加購入、土のう補充400袋、毛布の補充200枚、道路や水路に堆積した土砂・稲わらの除去、処分費、災害出動の手当の増額等となっています。これについては、10月25日現在、金額については積算中となっています。その後の変化はあるのでしょうか。

今回の台風で、寺川、飛鳥川、曾我川等が危険水域をオーバーしたため、避難勧告等が発生され、人的被害はありませんでしたが、水害の原因について、町長の所見を求めます。

次に、15日から25日までに三宅町内に降った雨水の量はどのくらいで、どこに流れて、どこの河川に放出されるのでしょうか。町長の所見を求めます。

次に、対策ですが、新川や飛鳥川などの川底の切り下げや町道など地下にトンネルをつくり、一時雨水を保留し、快晴のときに放出するというようなことを考える必要があると思いますが、町長の所見を求めます。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問を行わせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員のご質問につきましては、私より社会保障について、21号台風、水害被害対策についての2点の回答をさせていただき、続いて、前立腺がん検診について、胃がん検診についてのご質問は健康こども局長が回答させていただきます。

まず、国民健康保険県単一化の進捗状況については、奈良県国民健康保険運営方針について、国民健康保険法に基づき、県から各市町村に意見照会され、その後、奈良県国民健康保険運営協議会が開催されて運営方針が策定されたところであります。同じ所得、世帯構成で

あれば県内のどこに住んでも保険料水準が同じという保険料方針に即して、平成36年度に保険税が統一されます。それまでの間に保険税が増加する市町村に対し措置される激変緩和に係る財源及び国民健康保険財政調整基金を活用することにより、可能な限り被保険者の負担を抑えることができるような計画的な保険税方針を策定いたします。

また、介護保険料の見直しについては、現在、高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画策定委員会において審議いただいております。将来人口及び要介護認定者数の推計、介護給付費の実績等を踏まえて、給付費の推計、介護報酬改定等の調整を行いながら決定していくこととなります。

なお、障がい者福祉の計画作成状況については、平成24年3月に策定した第2期障害者計画が平成30年3月末までを対象としていることと、平成27年3月に策定した第4期障害福祉計画が同じく平成30年3月末までを対象としているため、現行計画の見直しを行っています。

計画策定の状況につきましては、サービス利用状況等の障がい者をめぐる現況の整理を行いつつ、障害者手帳所持者及び町民を対象としたアンケート調査を実施し、関連計画等を踏まえた地域特性分析による問題と課題の整理を行い、体系の見直し案を策定委員会にて審議いただいているところであります。

今後の予定といたしましては、委員会での意見を反映させながら素案を作成し、各種団体とのワークショップ等を実施し、計画数値の見直しを行っていく予定です。

続いて、21号台風・水害被害対策についてのご質問に回答いたします。

さきの台風21号の影響による災害対策に当たり、道路や水路に堆積した土砂・稲わらの除去、処分にかかる作業費等の委託費、その他土のう袋、毛布、バリケード等の補充は規定の予算範囲の中で支出済、または支出の予定でございます。

今回の水害の原因については、奈良盆地全域に降り続けた大雨により、国管理の大和川が氾濫危険水位に達し、県内各河川も氾濫危険水位に達したことにより、内水の排水ができない状況となり、町内で浸水が発生したものと考えております。

次に、15日から25日に三宅町内で降った雨水の量はどの質問ですが、本町には観測所がありませんので、奈良地方気象台の田原本のアメダス降水量のデータによりますと、20日12時から23日12時までの積算は254ミリとなっており、22日の1日では215ミリで、10月として1位を更新し、年間でも1位の観測値と発表されております。

どこを流れてどの河川に放出されるのでしょうかとの質問ですが、小柳地区は各水路を経て飛鳥川に、但馬、上但馬地区は各水路、但馬川を経て飛鳥川に、伴堂、屏風、三河、石見

地区は、水路を経て新川から飛鳥川に、但馬出屋敷は水路または排水ポンプにより曾我川に放出されていきます。飛鳥川、曾我川、寺川はいずれも大和川へ合流し、亀の瀬から大阪府下を流れ、大阪湾に注がれます。

次に、対策についての質問ですが、奈良県下、大阪府下の大和川流域の市町村が全て関係するため、国の大和川水系河川整備計画が策定され、総合的な治水対策を計画していくこととされており、奈良県内では中流部の遊水地の整備が検討されております。奈良県においては、大和川流域における総合治水の推進に関する条例が制定され、「ながす対策」、「ためる対策」、「ひかえる対策」を柱に河川改修、貯留施設、開発行為の抑制などの推進を一体的に取り組んでいるものでございます。

本町では、三宅小学校の校庭を貯留施設として整備しており、降った雨を一時的に貯留し、時間をかけて水路に放流することにより、洪水調節の一端を担っているところであり、ほかにも京奈和自動車道に降った雨は、貯水槽に一旦ためてから水路へ放流する対策も講じられています。

また、飛鳥川、新川等の県管理河川の改修は、計画的に進めていただいているところでありますが、早期完了に向けての要望は従前より行ってきたところであり、今後も引き続き行ってまいります。

議員ご提案の地下トンネルの設置といった対策は、今のところ技術的にも検討はされておられません。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ、宮内局長。

○健康こども局長（宮内秀樹君） 池田議員よりご質問のありました前立腺がん、胃がん検診の2点について回答させていただきます。

まず、前立腺がん検診については、現在、毎年20名分の予算を確保し、国保中央病院へ委託し、50歳以上の男性の方で希望された方に受診券を発行しております。町広報やホームページにて周知を行っており、平成27年度で7名、平成28年度19名、29年度11月末時点で14名の方が受診されており、年々受診者数は増加しておりますので、今後の受診状況の伸び率を鑑みて予算の確保を行いたいと考えております。

また、前立腺がん検診については、死亡率減少効果の有無を判断する科学的根拠が現在不十分であるため、集団を対象とした対策型検診としては勧められていません。また、個人を対象とした任意型検診として行う場合においても、受診者に対して効果が不明であることや、過剰診断等の不利益について適切に説明する必要がありますので、当面の間は国保中央病院

での個別受診として、議員ご指摘の受診率を高めていくことについては、広報だけでなく、各事業においても周知を行い、受診率を高めていきたいと考えております。

2点目の胃がん検診について回答させていただきます。

池田議員からご提案いただきましたヘリコバクター・ピロリ抗体検査については、当町においても平成28年度より助成事業として実施しております。国立がん研究センターの発表にも、ピロリ菌が原因となる胃がんは、小児期にヘリコバクター・ピロリ菌に感染し、高齢化してから発症しますが、全ての胃がんの原因ではありません。ヘリコバクター・ピロリ菌の感染率は各年代で減少傾向にあり、特に40歳代以下の感染率は極めて低いことが公表されています。

また、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分なため、対策型検診である集団検診として実施することは勧められないと定義されていることから、集団検診ではなく、発見後の除菌についても相談できるよう、かかりつけ医で受診していただけるよう、任意検診の方法にて実施いたしております。

これで説明を終わらせていただきます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問ありますか。

○9番（池田年夫君） まず、国民健康保険ですけれども、来年4月から県単一化となり、6年後には保険料を統一することになっています。具体的に保険料はどのぐらいを想定されているのでしょうか。激変緩和というふうに言っておられるんですけれども、三宅町の保険税額はどうなるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 自席から失礼いたします。

ただいまの国民健康保険についてですが、平成29年度の三宅町の1人当たりの保険税は、2割、5割、7割の軽減分に係る国・県・町の負担を加えた金額で8万9,000円となっております。平成36年度に奈良県が目指す統一保険料は、医療費の伸びを換算しない場合で11万2,800円の算定となっております。この差額について税率を改めていく必要がありますが、6年間の間に激変緩和に係る公費及び基金を活用させていただき、被保険者の負担増をできるだけ抑えた形で税率設定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 他にございますか。

○9番（池田年夫君） 今の答弁でもあったんですけれども、三宅町の今の保険税額は8万

9,000円で、県のほうでは11万2,800円という金額で、実際約3万円、2万円近い金額の差があるということであります。これについてやっぱり激変緩和という形でどのようにして低く抑えていくのかということで、実際に三宅町が持っている国民健康保険の基金があると思うんですけども、この基金についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 基金についてのご質問でございますが、現在、国民健康保険財政調整基金の残高は1億205万8,459円であります。今年度この基金からの繰り入れを本12月補正後において4,601万9,000円予算化することとなりますので、平成29年度末の残高は5,648万9,459円になると推計をしております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） まだ県のほうでも具体的に幾らになるという数字が出ていないので、またどういう率を掛けるということなんかも具体的にはされていないわけでありましてけれども、6年後には保険料が統一されるということで、具体的には引き上げられていくということでありまして。

そういう段階で、今単一化になって保険料の仕組みなんですけれども、これについても、今、三宅町でも所得割、均等割、平等割ということになっているんですけども、子供の均等割なんですけど、子育てを支援するという今の流れに逆行するのではないかというふうに思うんです。子供がたくさんいれば保険料が高くなるという算定方式を今後変えていかなければならないのではないかと思うんですけども、この点についてはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 保険税の課税割合につきましては、応能、それから応益ということで、所得の割合によるものと受益者負担によるものの割合が50%ずつと定められております。受益者負担分につきましては、人数割、世帯割の割合がそれぞれ35%、15%と定められております。この割合につきましては、県統一後も同様でございます、子供であるかどうかという区分はございません。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、あと10分足らずで時間になりますので残りの質問もできますけれども、一応まとめていただいて再質問してください。

○9番（池田年夫君） 今の答弁で、子供の区別がないということであったんですけども、これについても、今後やっぱり検討していくことが求められるのではないかと思います。

続いて、介護保険について質問いたします。

3年前の第6期改定で地域包括ケア計画として位置づけられ、2025年まで各計画期間を通じて地域包括支援システムを段階的に構築するというふうになっています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制となっています。現状はどうなって、計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 中田部長。

○住民福祉部長（中田 進君） 地域包括ケアシステムの構築につきまして、現在、在宅医療、それから介護連携の推進を図るため、中核病院である国保中央病院を圏域とした磯城郡、また広陵町において広域的な医療・介護連携を推進するために、国保中央病院圏域在宅医療・介護連携推進ワーキング会議を開催し、広域的な連携体制に向け協議を進めております。

それから、医療・介護のサービスや切れ目なく提供される体制づくりを進めるとともに、認知症への理解を深めるための普及啓発等の取り組みを進めており、平成28年度には認知症予防や認知症の早期発見、早期治療等に向け、地域包括支援センター、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの連携協力により、認知症初期集中支援チームを設置いたしております。

また、高齢者の生活を地域で支えていくために、自治会や老人クラブ、民生児童委員、ボランティア協議会など、関係団体や介護事業者とともに協議を進めております。2025年に向け包括支援センターの機能強化を図り、磯城郡医師会やかかりつけ医、介護サービス提供者等の連携も図っていき、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの進化、推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 今の現状が述べられたんですけども、次に、時間の関係もありますので、水害の問題について質問したいと思います。

水害の原因について、寺川、飛鳥川、曾我川が氾濫区域にあった場合に、三宅町内、ある

いは田原本町内に降った雨が河川に放出するところがないというのが原因だというふうに、さきの町長の答弁でもあったと思うんです。たまった雨をどこにためておくのか、あるいは放出するのどちらかと思うんですけれども、具体的にどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

先ほど町長の答弁のほうでも述べさせてもらいましたとおり、奈良県においては、大和川流域における総合治水の推進に関する条例というのが制定されまして、「ながす対策」、「ためる対策」、「ひかえる対策」ということを柱に推進がされておるところでございます。県におきましては河川改修の促進、貯留施設につきましては、各市町村が貯留施設を設置いたしまして、開発行為とか行われた場合にも調整池をつけるとかというような対策でございます。

開発行為の制限につきましては、市街化調整区域における開発行為を抑制することによって、常習の浸水地域について開発を抑制するなどの対策がとられていっているものでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員。

○9番（池田年夫君） 実際にたまった水をどうしていくのか、河川に放流していくのか、あるいはどこかにため池とかそういうのをつくってためておくのかという方法しかないと思うんですよ。川が実際にもうあふれる状態になってきているのに、そこにたまった水を河川に放流するという事はなかなかできないというふうに思うんです。

そこで、町長の答弁でもあったんですけれども、小学校の校庭に貯留施設として整備しているという答弁があったんですけれども、これについてはどのぐらいの量をそこにためておけるんでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） すみません、具体的な貯留量については、今資料を持ち合わせておりませんが、小学校の校庭部分なんですけれども、約1ヘクタールはあると思います。そちらのほうに水を一旦貯留いたしまして、2時間をかけて放流するという方式で貯留浸透施設として平成7年に整備がされたというふうに記憶をしております。

○議長（植村ケイ子君） まとめてください。

○9番（池田年夫君） 今の水害対策が一番大切だと思うんで、具体的に小学校の校庭の利用しているのがそういう施設が実際につくられているということでもありますし、それについてももっとそこにヘドロとかそういう分がたまっていないのかどうかということなんかも調べてもらって、もっとそこにためることはできないのかということなんかも含めて検討していただいて、またそのほかの部分として新川などの川底を深くして、そこに水をためておくということなんかも考えられると思うんです。そういう施策について、実際に町として具体的に町独自としてできる分があるのか、あるいは県、あるいは国のほうに要請して、河川の川底を深くするということについては、今は飛鳥川で県のほうの事業としてやられていると思うんですけれども、町として具体的に何かできることがあるのかどうかということを含めて、町の姿勢の答弁をお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、時間が1分足らずやから、これの回答で一般質問を終わらせてもらいますよ。

副町長。

○副町長（北野勝也君） 池田議員おっしゃるようなところなんですけれども、水害というのはやっぱり河川があふれて出てくるというのがあります。それ町域でできるのは限界があります。当然、三宅町に流れてくる水というのは、川が川上にありますので、川上で降った雨が降ります。川上の市町村のほうにも協力をいただかないといけないし、最終は大和川になってきます。大和川の対策というのは国なり県なりで、大きな事業でやっていただかないといけません。

町の対策といたしましては、先ほど答弁で申していますとおり、貯留対策という形になりますので、それは具体的に言いますと、田原本町さんでやっておられる田んぼダムとか、そういうのは考えられるのかなとは思いますが。利水で使っておられる池について、治水にも活用するというのが、県でいう条例というか整備計画の中でためる対策というのが、大和川流域で考えられる対策ではないかということでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、それでもうご理解をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす9日より11日までは各常任委員会開会のため休会とし、12月15日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案については、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 0時36分)

平成29年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成29年12月15日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬角清司	松本健	森内哲也
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	北野勝也
教育長	澤井俊一	みやけイノベーション推進部長	森本典秀
総務部長	岡橋正識	健康子ども局長	宮内秀樹
住民福祉部長	中田進	教育委員会事務局長	東浦一人
まちづくり推進部長	江蔵潔明	会計管理者	岡本豊彦

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	乾輝男	モニター室係	川人哲也
モニター室係	大西紗友子	モニター室係	小西魁斗

---

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

---

本会議の会議録署名議員氏名

10番議員 辰巳勝秀                      1番議員 瀬角清司

平成29年12月三宅町議会第4回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成29年12月15日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 常任委員長報告

(1) 総務建設委員会委員長報告

(2) 福祉文教委員会委員長報告

追加日程第1 議案第56号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

追加日程第2 議案第57号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

追加日程第3 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

追加日程第4 議案第59号 平成29年度三宅町一般会計第7回補正予算について

追加日程第5 議案第60号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について

追加日程第6 議案第61号 平成29年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について

---

◎開議の宣告

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、始めたいと思います。

平成29年12月三宅町議会第4回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおりであります。

---

◎常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、各常任委員長の報告についてを議題とします。

去る12月8日の本会議において、常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、12月11日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳光則君。

○総務建設委員会委員長（辰巳光則君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月8日、第4回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、11日に総務建設委員会を開催し、審議をいたしました経過並びに結果についてをご報告します。

まず、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算案について、歳入では、国庫支出金において、まず、農業者年金基金から農業者年金業務委託手数料の交付額確定に伴う国庫委託金5万4,000円の増額補正が行われています。寄附金においては、ふるさと納税が当初見込みよりも増加しており945万円の増額補正が行われています。

次に、歳出について、総務費において、ふるさと納税の増加に係るクレジット払い利用料9万5,000円の増額、協力企業への負担金428万8,000円の増額補正がされています。

また、積立金として、ふるさと納税の増加に係り、ふるさと納税基金積立金506万7,000円の増額補正がされています。

農林水産業費においては、農業者年金事務委託手数料の交付に伴う事務として、消耗品費5万4,000円の増額補正がされています。

土木費においては、町営住宅の2棟に雨漏りが生じ修繕を行う必要があることから、維持補修費95万円の増額補正がされています。

予備費においては、これらの財源調整を行うための減額補正がされています。

次に、審査の経緯について、歳入歳出とも各課ごとに審議を行い、ふるさと納税額の補正基準等についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第52号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正され、法律名を改められたことに伴い、条例における条文の法令名引用の改正を行う必要があることと、同条例に規定していた奨励措置の投下固定資産総額の金額要件の一部業種の緩和措置について、廃止する改正を行うもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第53号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が一部改正され、法律名を改められたことに伴い、同条例における法律名や用語等の変更に対応した所要の改正等を行うもので、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり賛成全員で承認いたしました。また、当初予算に関する経過状況については、9月委員会に質問した案件についてその後の進捗状況などについての質疑があり、UIターン促進事業については、概ね予算の範囲内で執行されているが必要に応じた予算対応は検討できないのかを、三宅町タウンプロモーション事業について今後につながる観測がなされているのかを、複合施設整備事業については住民の意見を聞くとしたアンケート調査による結果報告とそれらを踏まえた今年度残りの予定を、また、人件費については今後の定数管理についてを、商工振興費については各種団体などへの統一的な補助要綱は策定されていないのかを、企業立地促進事業及び都市計画策定事業については進捗状況や都市計画マスタープランのパブリックコメントの結果についてを、特産物推進事業及び新規就農支援事業、屯倉ブランドと食の連携による仕事創出事業においては町イチ！村イチ！との連携について、農業活性化の具体的な案について、新規就農者の現状について、さといも焼酎の今後の発売

計画についてなど、上但馬火葬場取り壊し事業についてはその後の進捗状況を、ふれあい収集事業については10月開始以降の実績報告と手応えなどについてなど、全18項目にわたり質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（植村ケイ子君） 続いて、12月11日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、森内哲也君。

○福祉文教委員会委員長（森内哲也君） それでは続きまして、福祉文教委員会より報告申し上げます。

去る12月8日第4回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、11日午後より福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算案についてです。

歳入では、国庫支出金においてマイナンバーカードの旧姓記載対応に伴う住民基本台帳システム、基幹系電子計算システムの改修費に係る国庫補助金165万5,000円の増額補正が行われています。県支出金においては、心身障害者医療費、重度心身障害老人等医療費、ひとり親家庭等医療費を合わせて247万2,000円の増額補正がされています。

歳出では、民生費において、各医療費助成における入院件数の増加などにより扶助費を合わせて510万円の増額補正が行われています。

衛生費においては、三宅町保健福祉施設あざさ苑の定期消防点検により、自家用発電機の不具合が見つかり、部品交換を行う修繕費として72万2,000円の増額補正が行われています。

教育費においては、中央公民館多目的室のエアコンが故障し、旧つながり総合センターのエアコンを再利用するための修繕費32万2,000円の増額補正が行われています。

予備費においては、これら補正予算に係る財源調整が図られています。

次に、審査の経緯についてです。

歳入歳出での質疑として、定期消防点検の回数や指定管理者において実施される防火管理者による施設のチェック体制などの確認を行い、賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第50号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算案についてです。

歳入は、繰入金において、収支の調整のため、国保基金繰入金1,731万7,000円の増額補正が行われております。歳出では、保険給付費において高額療養費の支払実績額が前年に比べ

増加していることから、一般被保険者高額療養費1,731万7,000円の増額補正が行われており、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第51号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第2回の補正予算案についてです。

歳入では、国庫支出金において介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助費46万円の増額補正が行われています。

歳出は、総務費において介護保険事業制度改正に伴うシステム改修費のため、電算事務委託料が83万7,000円の増額補正が行われており、システム改修に係る積算内容についての質疑を行い、原案のとおり賛成全員で承認いたしました。

次に、議案第54号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。三宅町保健福祉施設あざさ苑の栄養指導室について、これまで行政機関への貸し出しのみとしていましたが、貸し出しに関する問い合わせが増加し、住民への貸し出しに関する使用料を定める改正を行うもので、これまで貸し出しできなかった理由や問い合わせに関する件数についてなどの質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、これらの案件について原案のとおり承認いたしました。

また、当初予算に関する経過状況について、前回の委員会に引き続き審議を行いました。審議の内容ですが、放課後児童健全育成事業費事業について、その後の複合施設整備計画のヒアリング・アンケート結果を踏まえ、今度どのように対応されていくのか、みんなでやろう！健康チャレンジ事業については講座の時間帯を変更したことによる実績や効果についてを、感染症・予防接種事業については高齢者の今後の予防接種申請のあり方について、みやけ育児・育自・育地子育てプロジェクトについては、事業の報告について。高齢者福祉事業については実施されたおのおのの講座の利用者数などについてを、地域包括支援運営総務事業については支援センターが地域や医療機関との連携がとれているのかや地域への働きかけは十分に行われているのかについて、文化ホール費においては現在までの文化ホール利用に係る利用料収入金額について、保健体育総務費については各種団体を補助している目的についてなど、13項目にわたり質疑を行ったことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

議案第49号 平成29年度三宅町一般会計第6回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第50号 平成29年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第51号 平成29年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第52号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第53号 三宅町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第54号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎追加議案の上程

○議長(植村ケイ子君) お諮りします。

本日の議事日程に追加議案6件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定しました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちください。

(議案配付)

○議長(植村ケイ子君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎議案第56号～議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第1、議案第56号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより追加日程第3、議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本日、追加議案として提出いたしました追加日程1、議案第56号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

平成29年8月の人事院勧告が実施されたことに伴い、平成29年12月支給より、期末手当の率を年間0.05月引き上げる改正を行うものでございます。

続いて、追加日程第2、議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第56号と同様に人事院勧告が実施されたことに伴い、平成29年12月支給より、期末手当の率を年間0.05月引き上げる改正を行うものでございます。

次に、追加日程第3、議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は一般職員の給与費において人事院勧告に準じ、平均0.2%となる給与表の改正を行うとともに、勤勉手当についても年間0.1月引き上げを行うため、条例の改正を行うものでございます。

以上が人事院勧告の実施に伴う報酬ならびに給与関係条例の一部改正の説明でございます。

議員皆様には慎重審議いただき、可決を賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(植村ケイ子君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りします。

追加日程第1、議案第56号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてより追加日程第3、議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を採決します。

採決は起立で行います。

本3件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本3件を可決することに決定しました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第4、議案第59号 平成29年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、本日、追加議案として提出いたしました追加日程第4、議案第59号 平成29年度三宅町一般会計第7回補正予算についてご説明いたします。

4ページから8ページ上段までをごらんください。

いずれも人事員勧告の実施に伴う人件費の増額であり、款1議会費から款10教育費までの各項目において、節2給与、節3職員手当等の増額を行っており、合計168万2,000円となっております。

次の款14予備費では、これらの補正予算の財源調整のため、168万2,000円の減額を行っております。今回の補正予算は既定の予算の範囲で行っており、第6回補正予算後の歳入歳出総額である37億2,400万7,000円に変動はございません。

議員皆様には慎重ご審議いただき、可決を賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(植村ケイ子君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第4、議案第59号 平成29年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第5、議案第60号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 追加日程第5、議案第60号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

一般会計予算と同様に、人事院勧告の実施に伴う人権費の増額であり、款1公共下水道事業費において、節2給与、節3職員手当等の増額を行っており、合計2万円となっております。

次の款3予備費では、これらの補正予算の財源調整のため2万円の減額を行っております。

今回の補正予算は既定の予算の範囲で行っており、第1回補正予算後の歳入歳出総額である3億8,560万円に変動はございません。

議員皆様には慎重ご審議いただき、可決を賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第5、議案第60号 平成29年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第6、議案第61号 平成29年度三宅町水道事業会計第2回補正予算についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 追加日程第6、議案第61号 平成29年度三宅町水道事業会計第2回補正予算についてご説明いたします。

3ページの補正予算内訳書をごらんください。

人事院勧告の実施に伴う水道事業人件費の増額補正であり、収益的収入及び支出として、款21水道事業費用、項1営業費用、目20総係費、節5手当の地域手当、住居手当、期末手当、勤勉手当として48万7,000円の増額を行っております。

続いて、節7賞与引当金繰入額として5万5,000円の増額、節20法定福利費として180万9,000円の増額、節30退職給与金として303万8,000円の増額を行うものであり、合わせて538万9,000円の増額を行う補正予算でございます。

議員皆様には慎重審議いただき、可決を賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長(植村ケイ子君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

追加日程第6、議案第61号 平成29年度三宅町水道事業会計第2回補正予算についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査について

○議長(植村ケイ子君) お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いをします。

---

◎町長挨拶

○議長(植村ケイ子君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長よりご挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、三宅町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、去る12月8日の開会以来、8日間にわたり慎重審議を賜り、平成29年度一般会計補正予算を初めとする補正予算6件、条例の一部改正6件、諮問1件に

ついて、各議案原案どおりご可決を賜りましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

今後も町政発展のため、さらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げますとともに、年末を迎え、何かと忙しい時節となりましたが、どうぞご自愛いただきますよう申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） 閉会に当たりまして、一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。

第1回3月定例会より本第4回12月定例会までのこの1年間、本当に議員の皆様のご協力によりまして、無事、議了することができましたことを心から厚く御礼申し上げます。

年末に向かい寒さが増していきます。どうかご自愛いただき、よりよい年を迎えられることをご祈念申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上で、平成29年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前10時33分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員